令和８年（フ）第１０号
青森県青森市石江３丁目９番地４　レオパレスみやびⅡ204、開始決定時の住所岩手県大船渡市三陸町越喜来字所通107番地　市営住宅所通団地12号棟
破産者　菅野　美紀
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和７年（フ）第６９号
秋田県能代市通町７番31号　広幡アパートＢ（破産手続開始決定時の住所　秋田県能代市通町４番７号）
破産者　藤田　昭三
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第３９号
秋田県能代市竹生字笹ノ台929番地13
破産者　大塚　妙勝
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和７年（フ）第４１７号
奈良県生駒市小瀬町915－１　ブランデール生駒　205号室、住民票上の住所大阪府泉南郡岬町淡輪3692番地の５
破産者　上野　喜展
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第７４号
大阪府岸和田市岡山町810番地の57
破産者　山田　浩之
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２０１号
大阪府岸和田市土生町1310番地の２　ベルネージュⅡ203号
破産者　坂口　恵美子
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和６年（フ）第１８１号
奈良県北葛城郡王寺町王寺２丁目11番13－610号、申立時の住所奈良県天理市指柳町238番地７
破産者　池田　大志
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３９号
奈良市帝塚山南四丁目20番15－107号
破産者　上田　史朗
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６号
奈良県橿原市豊田町126番地の164
破産者　暁学習塾こと　髙橋　圭一
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１６１号
福岡県久留米市諏訪野町1641番地１　クラスメゾン諏訪野Ｂ
破産者　黒田　浩之
1　決定年月日　令和８年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第７４５号
札幌市白石区平和通17丁目北３番21－304号
破産者　寺沢　　樹
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８６３号
札幌市豊平区平岸４条15丁目１番５－210号
破産者　松谷　仁司
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７号
盛岡市永井21地割10番地４
破産者　菅　　輝道
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１２８号
岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第12地割20番地３　第三民部田住宅18号
破産者　横田　智人
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１７５号
盛岡市南仙北二丁目６番48号
破産者　菊池　　曜
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第１９１号
岩手県岩手郡岩手町大字川口第39地割22番地
破産者　中村　　忍
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第４６２号
仙台市若林区荒井字笹屋敷65番地の１
破産者　菅原　洋美
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５１５号
宮城県白石市福岡蔵本字西町12－１　コーポ鈴木102、開始決定時の住所仙台市太白区大野田２丁目８番26－102号
破産者　橋本　　礼
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７８号
群馬県邑楽郡大泉町大字坂田1607番地の５　サンクレールＤ棟101号
破産者　近藤　　拓
1　決定年月日　令和８年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部